

公立大学法人山形県立保健医療大学職員研修規程

平成 21 年 4 月 1 日
規 程 第 4 0 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人山形県立保健医療大学職員就業規則（平成 21 年規則第 2 号。以下「職員就業規則」という。）第 37 条第 3 項の規定に基づき、公立大学法人山形県立保健医療大学（以下「法人」という。）に勤務する職員（職員就業規則第 2 条第 1 項に規定する職員（第 3 条第 3 項に規定する職員を除く。）をいう。以下同じ。）の研修について必要な事項を定める。

(研修の目的)

第 2 条 研修は、職員に対して、現在就いている職又は将来就くことが予想される職に係る職務遂行に必要な知識、技能等を習得させることにより、その職務の遂行に必要な職員の能力、資質等を向上させることを目的とする。

(理事長の責務)

第 3 条 理事長は、職員の自己啓発の助長及び職場環境に十分配慮し、適切な支援を行うとともに、職員に研修を受ける機会を公平に与えるよう努めなければならない。

(職員の責務)

第 4 条 職員は、自ら能力向上に努め、自己啓発に対する意欲を高めるとともに、研修に積極的に参加し、研修期間中は研修に専念しなければならない。

(職務を通じての研修)

第 5 条 理事長は、職員に対し職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させること並びに職員の個性に応じた能力開発及びキャリア形成に向けた自己啓発に対する意欲を高めることを目的として、業務の課題及び目標に対する達成状況を常に確認し、適切な助言を行うことにより、日常の職務を通じて必要な研修を行うものとする。

(職務を離れての研修)

第 6 条 理事長は、必要と認める場合は、職員に日常の職務を離れて、専ら研修を受けることを命じることができる。

(教員の学外研修)

第 7 条 教員（助手を除く職員就業規則第 2 条第 2 項に規定する者をいう。以下同じ。）は、業務に支障のない限り、理事長の承認を得て、教育又は研究のために日常の勤務場所を離れて研修を行うことができる。

2 教員は、理事長の承認を得て、長期にわたる研修を受けることができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、教員の勤務場所を離れて行う研修について、必要な事項は別に定める。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、職員の研修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。